

佐賀労働局発表  
令和7年3月31日(月)

【照会先】  
佐賀労働局雇用環境・均等室  
室長 渡辺 園子  
労働紛争調整官 土井 宜昭  
(電話 0952 - 32 - 7218)

報道関係者 各位



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター 「たしかめたん」

## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンを実施

～学生アルバイトなどのトラブル防止のために～

佐賀労働局(局長 城 寿克)では、大学生などの若者を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年で11回目となります。

学生等のアルバイトをめぐるトラブルが社会的に大きな問題となっています。

本来、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められるところ、アルバイトを雇う事業主が

- ・採用時に合意した以上のシフトを入れる
- ・一方的に急なシフト変更を命じる
- ・試験の準備期間や試験期間にシフトを入れる
- ・「人手が足りない」といった理由で学生を休ませない
- ・退職を申し出た学生に対し、「ノルマ」や「罰金」を理由に辞めさせない

など、学生に配慮しない対応を行うことにより、学生が学業に専念できず留年や退学に追い込まれるような事態が生ずることがあります。

これらのトラブルの中には、企業及び学生が必要な知識を持っていれば、簡単に避けられるものも少なくありません。

キャンペーン期間中、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布や、大学等での出張相談、企業等への法令等周知などを実施します。

### 【キャンペーンの概要】

#### 1 実施期間

令和7年4月1日から7月31日まで

## 2 重点的に呼びかける事項

- (1)労働条件の明示
- (2)シフト制労働者の適切な雇用管理
- (3)労働時間の適正な把握
- (4)商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (5)労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

## 3 主な取組内容

- (1)佐賀労働局による大学等への出張相談の実施
- (2)大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発
- (3)佐賀労働局雇用環境・均等室及び（佐賀、唐津、武雄、伊万里）労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

## 4 相談・回答事例

### 事例1 労働条件を詳しく説明してもらえません。

労働条件を記載した書面の提出を求めましょう。お互いに確認しないまま働きだすと後々のトラブルに繋がりがやすくなります。

### 事例2 雇用時間外や深夜に働いたのに割増賃金を支払ってもらえません。

オーナーの指示で働いた時間の給料は、支払ってもらえます。

### 事例3 頻繁に勤務シフトを変更されてしまいます。

まずはお互いにシフトの作成ルールを決めましょう（詳しくは別添2参照）。決められたシフト以外の勤務は断ることができます。

### 事例4 レジの不足金を負担させられます。

労働者だけが負担することはありません。会社に「NO」と言えないときや不足金を給料から控除されてしまった場合は、労働局や労働基準監督署にご相談ください。

### 事例5 退職を認めてもらえません。

退職日を明示した「退職届」を提出しましょう。

これら以外の相談も、まずは若者相談コーナーを是非ご活用ください。

別添1 学生のみなさんへ「おかしい」と思ったら まず相談！アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

別添2 「シフト制」で働くにあたって知っておきたい留意事項

別添3 事業主のみなさんへ「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です

学生のみなさんへ

「おかしい  
と思ったなら  
まず相談！」

面接で聞いた  
時給と違う！

勝手に  
シフトが  
変わってる！

代わりにバイトする  
人を見つけないと  
やめられない

商品の買取を  
強要される！

忙しいと  
休憩時間が  
もらえない！

片付けの時間の  
バイト代が  
もらえない！

ひとりで悩まないで気軽にご相談ください！

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ  
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置  
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は  
労働条件相談ほっとライン  
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

相談無料 / Toll-free number

0120 0120-811-610

For concerns&questions about working conditions  
Labour Standards Advice Hotline  
Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

日本語



Multilingual



# 知っておきたい7つのポイント

- アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう。

---

- バイト代は、毎月決められた日に、全額払いが原則です。  
※希望していない商品の購入に応じる必要はなく、その代金の一方的な賃金控除は禁止されています。

---

- アルバイトでも、残業すれば残業手当がでます。  
※事業主は労働時間を適正に把握する必要があります。

---

- アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます。

---

- アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます。

---

- アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。

---

- 困った時は、各地の総合労働相談コーナーへ



アプリで学ぼう  
労働条件(RJ)パトロール！



確かめようアルバイトの労働条件  
| 厚生労働省



動画版「これってあり？  
～まんが知って役立つ労働法Q&A～」  
| 厚生労働省



【闇バイト】  
怪しい求人には  
応募しないで！

アルバイトの労働条件を確かめよう！  
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日

# 「シフト制」で働くにあたって知っておきたい留意事項

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」より

このリーフレットでは、「シフト制」で働く際に労働者の皆さまに、知っておいていただきたい労働関係法令で定められたルールなどの内容をまとめています。

「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。ただし、三交替勤務のような、年や月などの一定期間における労働日数や労働時間数は決まっています。就業規則等に定められた勤務時間のパターンを組み合わせる形態は除きます。

## 1 応募をする時の留意点（「留意事項」9頁）

- 会社は、労働者を募集する時、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を、労働者に対して明示しなければなりません（職業安定法第5条の3第1項、第2項）。また、募集時に示された労働条件が、労働契約を結ぶまでに変更される場合も、変更内容の明示が必要です（職業安定法第5条の3第3項）。募集内容等をよく見て、労働条件をしっかりと確認しましょう。

## 2 採用が決まり労働契約を結ぶ時の留意点

### （1）労働条件の明示

（「留意事項」2頁）

- 会社は、労働契約を結ぶ時に、労働者に対して以下の労働条件を必ず書面で明示しなければなりません（労基法第15条第1項、労基則第5条）。シフト制で働きはじめる時は、自分の労働条件を再度確認しておきましょう。

※労働者が希望すれば、メールなどで送ってもらうこともできます。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ① 契約期間            | ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準 |
| ③ 就業場所、従事する業務     | ④ 始業・終業時刻、休憩、休日など      |
| ⑤ 賃金の決定方法、支払い時期など | ⑥ 退職(解雇の事由を含む)         |

### （2）シフト制労働契約で定めることが考えられる事項

（「留意事項」3頁）

- 会社と話し合っ、シフトに関する次のようなルールをあらかじめ合意しておくことが考えられますので、必要な場合は会社と相談してみましょう。

- ・ 会社は、シフト作成時に、事前に労働者の希望を聴くこと
- ・ 会社が労働者に、決定したシフトを通知する際の期限、通知の方法  
（例：毎月〇日までに、電子メール等で通知する）
- ・ 一旦確定したシフトの労働日や労働時間を、キャンセルしたり変更する場合の期限や手続  
※一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要である点にご留意ください。
- ・ 一定期間中の、目安となる労働日数・労働時間数など
  - ① 最大の労働日数や時間数（例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する）
  - ② 目安の労働日数や時間数（例：1か月〇日程度勤務/1週間あたり平均〇時間勤務）
  - ③ ①②に併せて、最低限の労働日数や時間数  
（例：1か月〇日以上勤務/少なくとも毎週月曜日はシフトに入る）

## 3 実際に働くときの主な留意点

### (1) 労働時間、休憩 (「留意事項」5頁)

- 労働時間の上限は原則1日8時間、1週40時間です。この上限を超えて働いた場合は、原則として時間外労働となります(変形労働時間制などの場合はこの限りではありません)。
- 会社は、労働者の1日の労働時間が6時間を超える場合は合計45分以上、8時間を超える場合は合計1時間以上の休憩を勤務の途中で与えなければなりません(労基法第34条第1項)。

### (2) 年次有給休暇 (「留意事項」6頁)

- 所定労働日数、労働時間数に応じて年次有給休暇を取得することができます(労基法第39条第3項、労基則第24条の3)。会社は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません(労基法第39条第5項)。

### (3) 休業手当 (「留意事項」6頁)

- 会社の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合、会社は、平均賃金の60%以上の休業手当を労働者に支払う必要があります(労基法第26条)。  
※会社の故意、過失等による休業の場合、会社は、賃金全額の支払いが必要になります(民法第536条第2項)。

### (4) 安全、健康確保 (「留意事項」5頁)

- 会社は必要に応じて、シフト制労働者に対しても、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育(安衛法第59条)や健康診断(安衛法第66条)などを行わなければなりません。

### (5) 労働契約の終了 (「留意事項」7頁)

- 期間の定めがある労働契約(有期労働契約)の場合、会社はやむを得ない事由がなければ、契約期間の途中で労働者を解雇できません。また、期間の定めがない場合でも、客観的に合理的な理由等がなければ解雇できません(労契法第17条第1項、第16条)。
- 有期労働契約の契約期間が満了した際、一定の要件を満たすと、会社は、労働者からの契約更新の申込みを拒否できない場合があります(労契法第19条)。

### (6) 社会保険・労働保険 (「留意事項」9頁)

- シフト制で働く場合でも、労災保険の給付の対象となります。また、労働時間などの要件を満たせば、雇用保険や健康保険・厚生年金の被保険者となります。

## 4 参考リンク・お問い合わせ先

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」

(URL) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22954.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html)



### お問合せ先

シフト制の労働契約、労働条件全般	総合労働相談コーナー(都道府県労働局、労働基準監督署等に設置)※
労基法、安衛法、労災	労働基準監督署
募集・採用、雇用保険	公共職業安定所
職業安定法	都道府県労働局
社会保険	年金事務所(健康保険の場合はご加入の健康保険組合)

※お困りのことがあれば、いつでもお気軽に総合労働相談コーナーをご利用ください。

ご利用の方法や、所在地などはこちら。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



# 事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



チェックしてみましょう

- アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？  
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

---

- 勤務シフトは適切に設定されていますか？  
(学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？)

---

- アルバイトについても労働時間を適正に把握をしていますか？  
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？

---

- アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？

---

- アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

## 1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。

■ 会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。

- ①労働契約の期間について
  - ②更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合
  - ③仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について
  - ④仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーションなどについて
  - ⑤バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※バイト代などの賃金も都道府県ごとに「最低賃金」を下回ることはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
  - ⑥退職時・解雇時のきまりについて
  - ⑦無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について  
※有期労働契約が5年を超えて反復更新されたアルバイトの場合
- ※労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

## 2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設置しましょう

- 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方的に変更を命じることはできません。

## 3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。
- アルバイトでも労働時間は1分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。

## 4 商品を強制的に購入させることはできません。 また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。

## 5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

- バイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ  
**総合労働相談コーナー** ※4月～7月に若者相談コーナーを設置  
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は  
**労働条件相談ほっとラインへ!**  
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

 **0120-811-610**

相談  
無料



アルバイトを雇う際に  
知っておきたいポイント

アルバイトの労働条件を確かめよう!  
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日